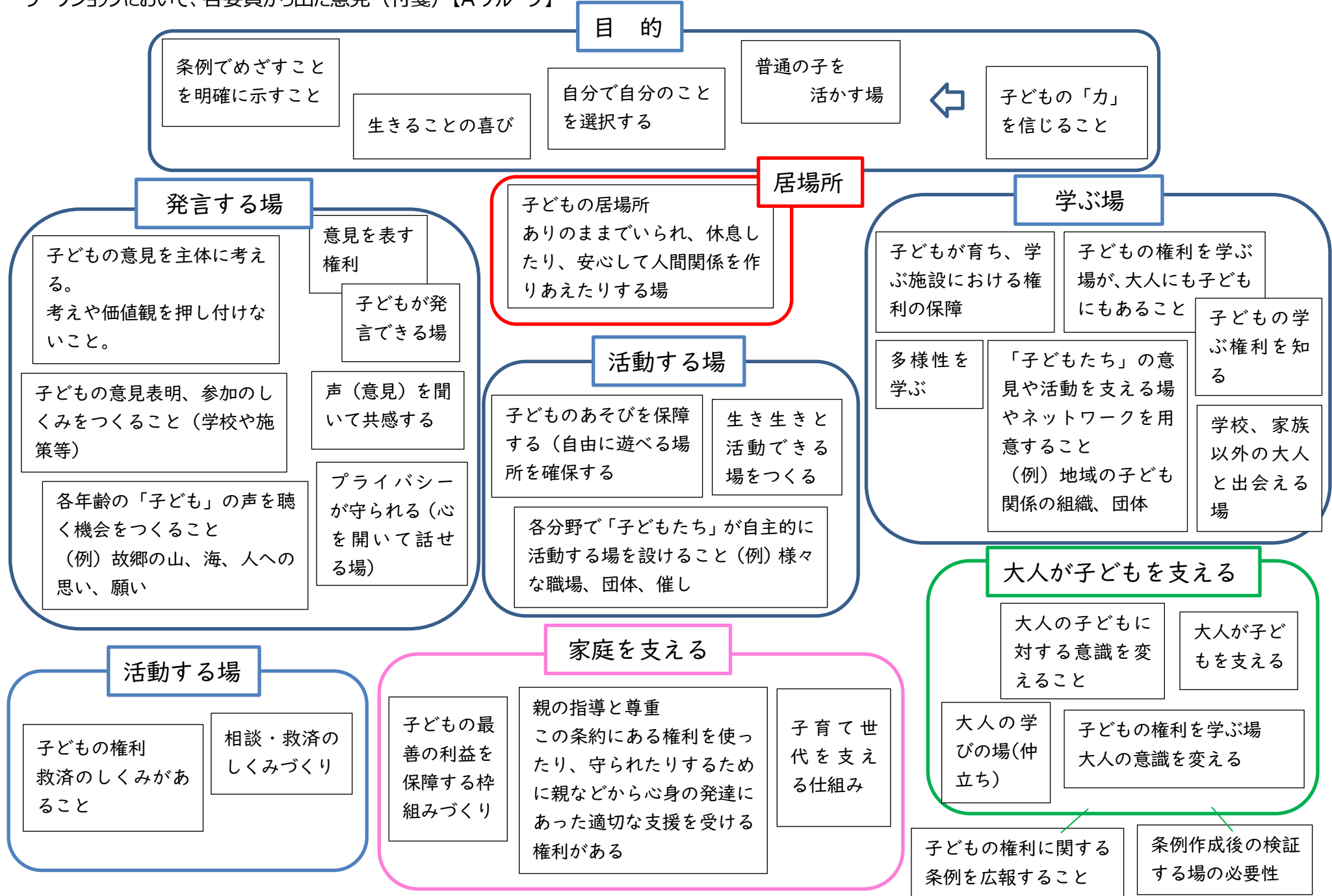
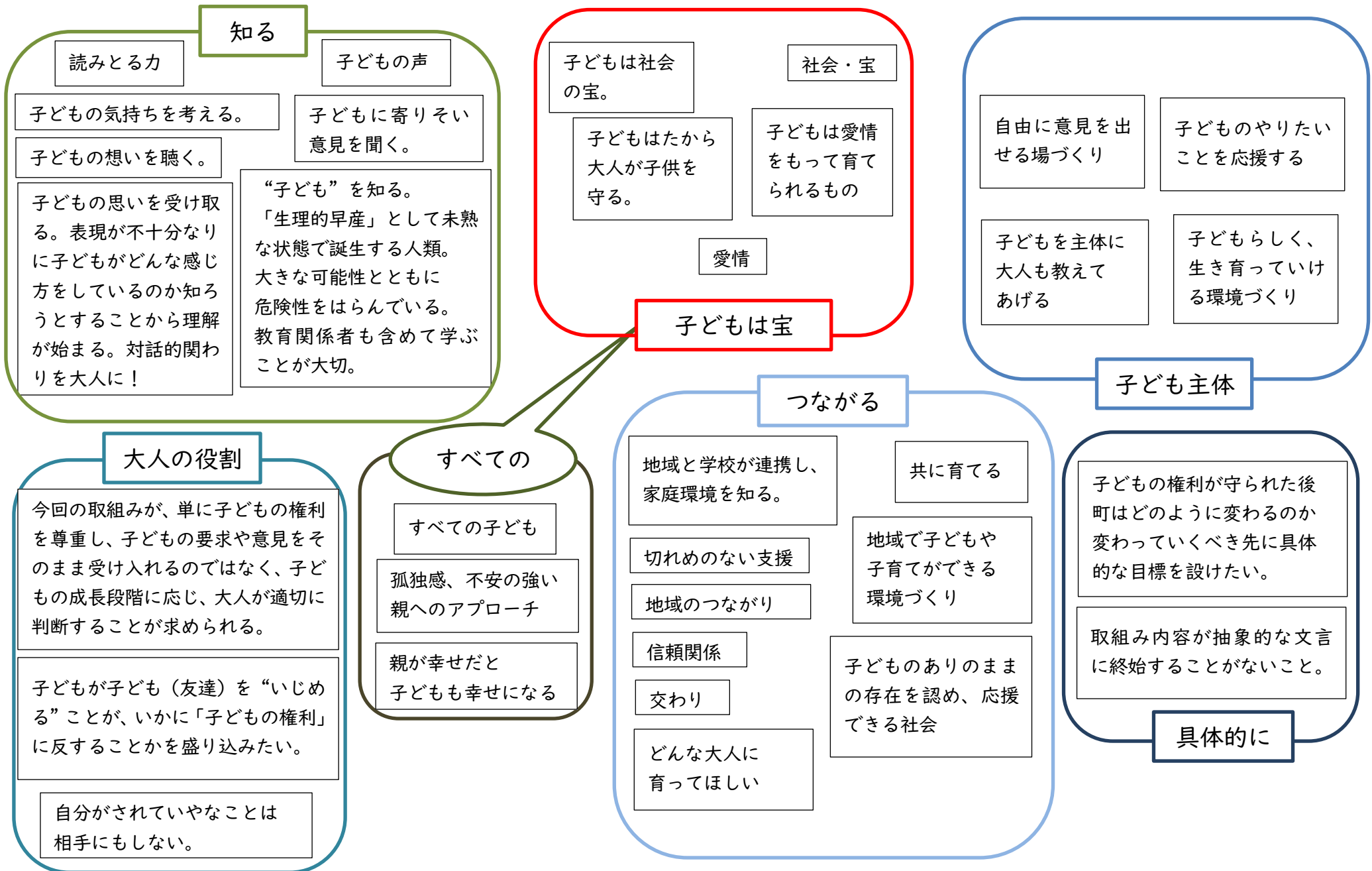


ワークショップにおいて、各委員から出た意見（付箋）【Aグループ】





令和 5 年 6 月 26 日 (月)

(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会

【第 1 章】「総 則」

- ① 条例制定の目的
- ② 定 義

【第 2 章】「子どもの権利」

子どもの権利 (4 つの柱)

- ① 生きる権利
- ② 育つ権利
- ③ 守られる権利
- ④ 参加する権利
- ⑤ 子どもの権利と学び

【第 3 章】「子どもの権利の保障」

- ① 大人の責務・役割
- ② 市の責務
- ③ 保護者の責務
- ④ 地域の役割
- ⑤ 学校・事業所等の役割

【第 4 章】「子どもに関わる施策の推進」

- ① 協働・共創社会の形成と促進 (参加する権利)
- ② 地域共生社会の実現 (子どもの安全・安心を守る取組・子どもの貧困対策)
- ③ 子育て支援の充実 (相談支援体制の充実・虐待等からの救済・子育て家庭への支援)
- ④ 障がい者福祉の充実 (障がい児等、こどもに関する福祉)
- ⑤ 就学前教育・保育の充実 (相談支援体制の充実・子育て家庭への支援)
- ⑥ 学校教育の充実 (周知・啓発)
- ⑦ 生涯学習の推進 (子どもの居場所、子どもに関わる担い手の育成)
- ⑧ 人権が尊重される社会の形成 (相談支援体制の充実、周知・啓発)
- ⑨ 都市基盤の形成と維持管理 (公園施設)
- ⑩ 施策展開のための人材の育成支援・確保

第1章 総則

① 条例制定の目的

㊦子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」を遵守し、子どもが主体的に参画できる「共創」によるまちづくりを実現するための理念等必要な事項を規定する。
(諮問書より)

㊧大人の子どもに対する意識・認識を変える。

㊨子どもの「力」を信じること。

㊩自分で自分のことを選択する。

㊪子どもらしく生き、育っていける環境づくり。

㊫子どもは社会の宝

㊬生きることの喜び

② 定義

○「子ども」とは、おおむね18歳未満の者

○「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者

○「市民等」とは、阪南市に在住、在学、在職する者、並びに阪南市内において事業を営む者など、阪南市に関わりのある者

○「地域社会」とは、子どもが生活する場所、自宅や学校がある近隣、公園、近所の飲食店などの生活に必要な施設等及び、そこで暮らす人たちとの交流やつながりのあるところ

○「学校園等」とは、阪南市にある学校教育法、児童福祉法等に規定する学校、幼稚園、保育所その他子どもが育ち、学び、遊び、活動するために利用する施設、またその団体やその関係者

第2章 子どもの権利

① 生きる権利

- ・いのちが守られ、自分らしく生きることが出来ます。
- ・心や体に障がいがあっても、十分な生活を送る権利を持っています。
- ・大人と同様、権利の主体として尊重され、権利が守られます。

② 育つ権利

- ・親などから発達にあった適切な支援を受け、心身ともに健やかに育てられ、育つ権利があります。
- ・休んだり遊んだりすることができるとともに、教育を受け、自分の心や体の持つ力を伸ばすことができます。

③ 守られる権利

- ・プライバシーが守られる。
- ・自分がされていやなことは相手にもしない。

④参加する権利

- ・子どもが発言できる場
- ・意見を表す権利
- ・子どもの意見を主体に考える。
- ・考えや価値観を押し付けないこと。
- ・子どもの意見表明、参加の仕組みをつくること。
- ・自由に意見を出せる場づくり。

⑤子どもの権利と学び

- ・多様性を学ぶ
- ・子どもの権利を学ぶ場が、大人にも子どもにもあること。
- ・学校、家族以外の人と出会える場

第3章 子どもの権利の保障

①大人の役割

- ・子どもの学ぶ権利を知る。
- ・子どもの権利を学ぶ場が、大人にも子どもにもあること。
- ・大人が子どもを支える。
- ・子どものやりたいことを応援する。
- ・子どもの成長段階に応じ、大人が適切に判断する。
- ・子どもの思いを聴く。
- ・子どもの気持ちを考える。
- ・子どもに寄り添い意見を聞く。
- ・大人が子どもを守る。
- ・愛情
- ・子どもを知る。
- ・子どもの思いを受け取る。対話的関りを大人に！

②市の責務

- ・子どもの権利に関する条例を広報すること。
- ・条例作成後の検証する場の必要性
- ・子どもの権利救済の仕組みがあること。
- ・相談・救済の仕組みづくり。

③保護者の責務

- ・親が幸せだと子どもも幸せになれる。

(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例 骨子 (一次案)

令和5年6月26日(月)

(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会

- ・子どもは愛情をもって育てられるもの。
- ・孤独感、不安の強い親へのアプローチ

④地域社会の役割

- ・地域で子どもや子育てができる環境づくり。
- ・地域のつながり。
- ・共に育てる。
- ・信頼関係
- ・地域と学校が連携し、家庭環境を知る。
- ・子どものありのままの存在を認め、応援できる社会

⑤学校園等の役割

- ・地域と学校が連携し、家庭環境を知る。

第4章 子どもに関わる施策の推進

- ① 協働・共創社会の形成と促進 (参加する権利)
- ② 地域共生社会の実現 (子どもの安全・安心を守る取組・子どもの貧困対策)
- ③ 子育て支援の充実 (相談支援体制の充実・虐待等からの救済・子育て家庭への支援)
- ④ 障がい者福祉の充実 (障がい児等、多様な子どもたちへの対応)
- ⑤ 就学前教育・保育の充実 (相談支援体制の充実・子育て家庭への支援)
- ⑥ 学校教育の充実 (周知・啓発)
- ⑦ 生涯学習の推進 (子どもの居場所、子どもに関わる担い手の育成)
- ⑧ 人権が尊重される社会の形成 (相談支援体制の充実、周知・啓発)
- ⑨ 都市基盤の形成と維持管理 (公園施設)
- ⑩ 施策展開のための人材の育成支援・確保

以上

令和 5 年 6 月 26 日 (月)

(仮称) 阪南市こどもの権利に関する条例検討委員会

【第 1 章】「総 則」

- ① 条例制定の目的
- ② 定 義

【第 2 章】「こどもの権利」

こどもの権利 (4 つの柱)

- ① 生きる権利
- ② 育つ権利
- ③ 守られる権利
- ④ 参加する権利
- ⑤ こどもの権利と学び

【第 3 章】「こどもの権利の保障」

- ① 大人の役割
- ② 市の役割
- ③ 保護者の役割
- ④ 地域の役割
- ⑤ 学校・事業所等の役割

【第 4 章】「こどもに関わる施策の推進」

- ① こども・子育て当事者等の意見の反映
- ② 子育て家庭への支援
- ③ こどもの安全・安心を守る取組
- ④ 相談支援体制の充実
- ⑤ 障がい児等、多様な子どもたちへの対応
- ⑥ こどもの貧困対策
- ⑦ 虐待等からの救済
- ⑧ 関係諸機関との連携
- ⑨ 周知・啓発

第1章 総 則

① 条例制定の目的

こどもが保護者や地域社会等の支えを受けながら自立した個人として尊重される主体であることを大人は認識しなければなりません。また、全てのこどもは、相互に人格と個性を認め合い、安全・安心に暮らすことができるとともに、全てのこどもが健やかに成長し、生きることの喜びを感じられる社会を確立していく必要があります。

こどもたちを取り巻く環境が、複雑多様化するなか、権利の主体はこどもたちであり、こどもの最善の利益を追求するという「児童の権利に関する条約」の趣旨をふまえ、こどもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」が遵守され、自分らしく幸せに生きられることをめざします。

さらに、こどもが、年齢や発達段階に応じて主体的に参画できる「共創」によるまちづくりの実現のため、こどもに関わる様々な主体が、こどもの力を知り、こどもを信じ、子育てを支えるための理念、果たすべき役割等を示すため、「(仮称) 阪南市こどもの権利に関する条例」を制定します。

② 定 義

- 「こども」とは、おおむね18歳未満の者
- 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者
- 「市民等」とは、阪南市に在住、在学、在職する者、並びに阪南市内において事業を営む者など、阪南市に関わりのある者
- 「地域社会」とは、こどもが生活する場所、自宅や学校がある近隣、公園、近所の飲食店などの生活に必要な施設等及び、そこで暮らす人たちとの交流やつながりのあるところ
- 「学校園等」とは、阪南市にある学校教育法、児童福祉法等に規定する学校、幼稚園、保育所その他こどもが育ち、学び、遊び、活動するために利用する施設、またその団体やその関係者

第2章 こどもの権利

① 生きる権利

- ・いのちが守られ、自分らしく生きることができます。
- ・心や体に障がいがあっても、十分な生活を送る権利を持っています。
- ・大人と同様、権利の主体として尊重され、権利が守られます。

② 育つ権利

- ・親などから発達にあった適切な支援を受け、心身ともに健やかに育てられ、育つ権利があります。
- ・休んだり遊んだりすることができるとともに、教育を受け、自分の心や体の持つ力を伸ばすことができます。

③守られる権利

- ・虐待やあらゆる暴力、ひどい扱いから守られます。
- ・多様な生き方が認められ、誰からも幸せを奪われない権利を持っています。
- ・知られたくないことを秘密にでき、また自分の信用や評判を傷つけられません。

④参加する権利

- ・自分の意見や考えを色々な方法で自由に表したり、伝えたりすることができます。
- ・仲間とともにグループを作り、集まり、活動することができます。
- ・スポーツ・文化・芸術活動に参加することができます。

⑤こどもの権利と学び

- ・みんな同じように教育を受ける権利を持っています。
- ・自分たちにある権利について学び、知ることができます。
- ・他のこどもにも権利があることを知り、自分の権利と同様、他者の権利も大切にします。

第3章 こどもの権利の保障

①大人の役割

- ・大人は、こどもの権利について理解し、こどもが、権利の主体として尊重されるものであることを認識すること。
- ・こどもが安全で安心して暮らし、成長できるよう温かく見守り、相互に相談・協力し合うこと。
- ・こどもが、社会の決まりを守り、他者の権利を尊重し、自分と同様他者を大切にすることを育めるよう見本となり、また、支援すること。
- ・こどもが、様々な経験を積み重ね、社会的に自立していく主体性を育むこと。
- ・こどもが、自分らしく生きられるよう多様な価値観を認め合える社会を築くこと。

②市の役割

- ・市は、こどもの権利を保障し、こどもの最善の利益のため、本条例に基づいて市の各施策を策定、実施すること。

③保護者の役割

- ・保護者は、こどもの健やかな成長に関し第一義的な責任があると認識し、こどもが安全で安心して成長できるよう環境を整え、養育すること。
- ・困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な相談や協力を求めることができることを知ること。

④地域社会の役割

- ・地域は、こどもの豊かな人間性及び社会性を育み、また、家庭における子育てを補完

する場所であることを認識し、地域の中でこどもが健やかに育つ環境をつくり、地域社会の一員として温かく見守るよう努めること。

⑤ 学校園等の役割

- ・学校園等は、学校園等がこどもの健やかな成長にとって重要な役割を果たす場所であることを認識し、集団生活やその活動などを通じ、必要な社会性や学力、主体的に考え、行動することなどのゆたかに生きる力を身につけられるよう支援すること。

第4章 こどもに関わる施策の推進

① こども・子育て当事者等の意見の反映 (参考: こども基本法概要)

- ・こどもや子育てに係る施策について、こどもの最善の利益につながるよう、こども・子育て当事者等の意見を聞き取る機会の充実を図ります。

② 子育て家庭への支援

- ・市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、その家庭の状況に応じた必要な支援を行います。

③ こどもの安全・安心を守る取組

- ・全てのこどもの養育環境等全般について継続的に実態把握に努め、一人ひとりのこどもが抱える課題が深刻化することのないよう支援の充実を図ります。

④ 相談支援体制の充実

- ・こどもが、自分の成長の段階、置かれた環境等に応じた問題や悩みについて相談できる場を設定し、プライバシーを保護し、適切に支援できるよう相談支援体制の充実を図ります。

⑤ 障がい児等多様なこどもたちへの対応

- ・どのような発達、思想、表現を持っていても権利を保障し、また、権利が保障されることを周知・啓発します。
- ・市は、孤立を予防するため、仲間と出会うことができる場やマイノリティのこどもたちを支援するネットワーク等について広く周知します。

⑥ こどもの貧困対策

- ・市は、事業所や関係諸機関、学校等と緊密に連携し、貧困の状況にある子どもについて把握し、生活に関する支援を行う等必要な施策を講じます。

⑦ 虐待等からの救済

- ・市は、関係機関と連携し、子どもの虐待、いじめ等の予防及び早期発見・早期支援に取り組めます。

(仮称) 阪南市こどもの権利に関する条例検 骨子 (案)

令和5年6月26日(月)

(仮称) 阪南市こどもの権利に関する条例検討委員会

⑧関係諸機関との連携

- ・市は、こどもに関わる事柄について、必要に応じて関係機関との連携を図り、協働します。

⑨周知・啓発

- ・市は、この条例についての市民の関心や理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行います。

(仮称) 阪南市こどもの権利に関する条例制定に係る
こどもの意見聴取実施要領 (案)

1. 目的

「(仮称) こどもの権利に関する条例」制定にあたり、こども〔小中学生、未就学児(＝保護者)〕の意見を聴き、条例の内容等を検討するために参考とするため実施する。

2. 概要

(1) こども向けアンケート

区分	内容
対象	①朝日小学校5年生(こどもの権利検討委員会田中委員が学校長) ②貝掛中学校3年生(こどもの権利検討委員会井上委員が学校長)
方法	Google Forms
内容	別紙のとおり

(2) 未就学児(＝保護者) アンケート

区分	内容
対象	下荘保育所5歳児(こどもの権利検討委員会市口委員が所長) 飛鳥ゆめ学舎5歳児(こどもの権利検討委員会谷委員が理事長) はあとり幼稚園5歳児(公立幼稚園代表として)
方法	各園所を通じて配付し、回収する。
内容	別紙のとおり

3. スケジュール

7月上旬	アンケートの実施及び回収
9月上旬 までに	アンケート集計
9月下旬	第4回(仮称)阪南市こどもの権利に関する条例検討委員会に結果報告。アンケートの集計内容を参考に、条例素案を作成開始。

(仮称) 阪南市こどもの権利に関する条例制定に係るアンケート

みなさん、こんにちは。今、阪南市では、みんなが自分らしく笑顔であるために、「(仮称) 阪南市こどもの権利に関する条例」という決まりをつくっています。

このアンケートは、みなさんが、ふだん、どんな思いで過ごしているのかを知り、「(仮称) 阪南市こどもの権利に関する条例」をよりよいものとするための参考として役立てるものです。このアンケートには名前を書かないので、だれが書いたのかわかりません。思っていることを安心して書いてください。ぜひ、みなさんの声を聞かせてください。ご協力をお願いします。

回答の仕方

- ◆名前を書く必要はありません。
- ◆正解や間違いはありません。思ったとおりに答えてください。答えたくない質問は答える必要はありません。あてはまる番号に○をしてください。答えに迷うときは一番近いものに○をしてください。
- ◆「その他（自由に書いてください）」と書いてあるものを選んだときは、枠の中にあなたの気持ちや考えを自由に書いてください。

A. 自分について

(1) 安心できる場所はどこですか。（※複数回答可）

- ① 自分の部屋
- ② 自宅のリビング
- ③ 祖父母の家
- ④ 親戚（おじ、おば、いとこなど）の家
- ⑤ 友だちの家
- ⑥ 学校の教室
- ⑦ クラブ活動の場所
- ⑧ 塾 や習いごとの教室
- ⑨ 地域の場所（公園や図書館、集会所など）
- ⑩ 特にない
- ⑪ その他（自由に書いてください）

(2) 自分の意見や考えを、はっきり相手に伝えることができますか。

- ① できる
- ② まあまあできる
- ③ あまりできない
- ④ できない
- ⑤ どちらともいえない

(3) 自分の意見や考えは、大切にされていると感じますか。

- ① 感じる
- ② まあまあ感じる
- ③ あまり感じない
- ④ 感じない
- ⑤ どちらともいえない

(4) 自分自身を大切にしていると思いますか。

- ① 思う
- ② まあまあ思う
- ③ あまり思わない
- ④ 思わない
- ⑤ どちらともいえない

(5) 困ったときや悩んだときに、相談できる人は誰ですか。(※複数回答可)

- ① 親
- ② 兄弟姉妹
- ③ 祖父母
- ④ 親戚(おじ、おば、いとこなど)
- ⑤ 学校の友だち
- ⑥ 塾や習いごとの友だち
- ⑦ 学校の先生
- ⑧ 塾や習いごとの先生
- ⑨ 自分が住んでいる地域(家や学校近く)の人
- ⑩ 特にない
- ⑪ その他(自由に書いてください)

(6) 困ったときや悩んだときに、どこかに相談するとしたらどれを利用しますか。(※)

- ① 相談窓口に行く
- ② 電話
- ③ FAX
- ④ メール
- ⑤ LINE など SNS (ソーシャルネットワークサービス)
- ⑥ どの方法を利用して相談すればよいか、まだわからない。
- ⑦ その他(自由に書いてください)

B. 大人の人について

(7) 大人の人に、望んでいることや、分かってほしいことはありますか。(※)

- ① 自分の話を聞いてほしい
- ② 自分の意見や考えを言えるようにしてほしい
- ③ ほめてほしい
- ④ 悩みごとなど色々な相談に乗ってほしい
- ⑤ 一緒に過ごす時間をつくってほしい

- ⑥ 友だちや兄弟姉妹と比べないでほしい
 - ⑦ 約束を守ってほしい
 - ⑧ 自分のことは自分で決めさせてほしい
 - ⑨ 決まりを一方向的に押し付けないでほしい
 - ⑩ 特にない
 - ⑪ その他（自由に書いてください）
-
-

(8) 学校は楽しいですか。

- ① 楽しい
- ② まあまあ楽しい
- ③ あまり楽しくない
- ④ 楽しくない
- ⑤ どちらともいえない

(9) 自分が住んでいる地域（家や学校の近く）の大人の人と話をすることはありますか。

- ① よくある
- ② 時々ある
- ③ あまりない
- ④ ほとんどない

(10) みんなが自分らしく笑顔でいるために、大切なこと・自分にできることは何ですか。（※複数回答可）

- ① 思いやりをもち、人にやさしくすること
 - ② 悩んだときや困ったときは誰かに相談する
 - ③ 困っている人がいれば声をかけること
 - ④ 社会や学校のルールや決まりを守ること
 - ⑤ 人の話をきちんと聞くこと
 - ⑥ 自分の意見や考えをきちんと言うこと
 - ⑦ 好きなことや夢中になれるものをもつこと
 - ⑧ 自分でできることは自分ですること
 - ⑨ 人が傷つくことをしないこと
 - ⑩ 特にない
 - ⑪ その他（自由に書いてください）
-
-

(11) 国連が定めている、「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」や日本の法律としてできた「こども基本法」について知っていますか。

- ① 知っている
- ② 内容は知らないが、聞いたことはある
- ③ 知らない

（仮称）阪南市こどもの権利に関する条例制定に係るアンケート

こんにちは。今、阪南市では、こどもたちみんなが自分らしく笑顔でいるために、「（仮称）阪南市に関する条例」という決まりをつくっています。

このアンケートは、みなさんのお子さまが、ふだん、どんな思いで過ごしているのかわかり、「（仮称）阪南市こどもの権利に関する条例」をよりよいものとするための参考として役立つものです。このアンケートには名前を書きませんので、だれが書いたのかわかりません。ぜひ、お子さまの立場になったつもりで、みなさんのお子さまの声を聞かせてください。ご協力をお願いします。

回答の仕方

- ◆名前を書く必要はありません。
- ◆思ったとおりに答えてください。答えられない質問は答える必要はありません。あてはまる番号に○をしてください。答えに迷うときは一番近いものに○をしてください。
- ◆「その他（自由に書いてください）」と書いてあるものを選んだときは、枠の中に、お子さまの立場になって、気持ちや考えを自由に書いてください。

A. こどもについて

（1）お子さまが、安心できる場所はどこでしょうか。（※複数回答可）

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ① 自分の部屋 | ⑦ クラブ活動の場所 |
| ② 自宅のリビング | ⑧ 塾 や習いごとの教室 |
| ③ 祖父母の家 | ⑨ 地域の場所（公園や図書館、集会所等） |
| ④ 親戚（おじ、おば、いとこなど）の家 | ⑩ 特にない |
| ⑤ 友だちの家 | ⑪ その他（自由に書いてください） |
| ⑥ 学校の教室 | |
-
-

（2）お子さまは、自分の意見や考えを、はっきり相手に伝えることができますか。

- ① できる
- ② まあまあできる
- ③ あまりできない
- ④ できない
- ⑤ どちらともいえない

（3）こどもたちの意見や考えは、大切にされていると感じますか。

- ① 感じる
- ② まあまあ感じる
- ③ あまり感じない
- ④ 感じない
- ⑤ どちらともいえない

（4）お子さまは、自分自身を大切にしていると思いますか。

- ① 思う
- ② まあまあ思う
- ③ あまり思わない
- ④ 思わない
- ⑤ どちらともいえない

(5) お子さまが、困ったときや悩んだときに、相談できる人は誰ですか。

(※複数回答可)

- ① 親
 - ② 兄弟姉妹
 - ③ 祖母
 - ④ 親戚（おじ、おば、いとこなど）
 - ⑤ 学校の友だち
 - ⑥ 塾や習いごとの友だち
 - ⑦ 学校の先生
 - ⑧ 塾や習いごとの先生
 - ⑨ 自分が住んでいる地域（家や学校近く）の人
 - ⑩ 特にない
 - ⑪ その他（自由に書いてください）
-
-

(6) お子さまが、困ったときや悩んだときに、どこかに相談するとしたらどれを利用する
 と思いますか。(※複数回答可)

- ① 相談窓口に行く
 - ② 電話
 - ③ FAX
 - ④ メール
 - ⑤ LINE など SNS（ソーシャルネットワークサービス）
 - ⑥ どの方法を利用して相談すればよいか、まだわからない。
 - ⑦ その他（自由に書いてください）
-
-

B. 大人について

(7) こどもたちが、大人に望んでいることや、分かってほしいことはどれだと思いますか。(※複数回答可)

- ① 自分の話を聞いてほしい
 - ② 自分の意見や考えを言えるようにしてほしい
 - ③ 褒めてほしい
 - ④ 悩みごとなど色々な相談に乗ってほしい
 - ⑤ 一緒に過ごす時間をつくってほしい
 - ⑥ 友だちや兄弟姉妹と比べないでほしい
 - ⑦ 約束を守ってほしい
 - ⑧ 自分のことは自分で決めさせてほしい
 - ⑨ 決まりを一方向的に押し付けないでほしい
 - ⑩ 特にない
 - ⑪ その他（自由に書いてください）
-
-

(案)

対象：未就学児（＝保護者）

(8) (お子さまが通われている方のみ) お子さまは、幼稚園や保育所、こども園を楽しんでいると思っ
ていますか。

- ① 楽しい
- ② まあまあ楽しい
- ③ あまり楽しくない
- ④ 楽しくない
- ⑤ どちらともいえない

(9) お子さまは、住んでいる地域(家の近く)の大人と話をすることはありますか。

- ① よくある
- ② 時々ある
- ③ あまりない
- ④ ほとんどない

(10) こどもたちみんなが、自分らしく笑顔でいるために、大切なこと・こども自身が
できることは何ですか。(※複数回答可)

- ① 思いやりをもち、人にやさしくすること
- ② 悩んだときや困ったときは誰かに相談すること
- ③ 困っている人がいれば声をかけること
- ④ 社会や学校のルールや決まりを守ること
- ⑤ 人の話をきちんと聞くこと
- ⑥ 自分の意見や考えをきちんと言うこと
- ⑦ 好きなことや夢中になれるものをもつこと
- ⑧ 自分でできることは自分ですること
- ⑨ 人が傷つくことをしないこと
- ⑩ 特になし
- ⑪ その他(自由に書いてください)

※以下の質問は、保護者自身のお考えをお聞かせください。

(11) あなたは、国連が定めている、「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」
や日本の法律としてできた「こども基本法」について知っていますか。

- ① 知っている
- ② 内容は知らないが、聞いたことはある
- ③ 知らない

(12) (回答は任意) 今回、このようなアンケートについて回答を記入するにあたり、考
えたことや感じたことがございましたら、お書きください。